|  |  |
| --- | --- |
| 特定医療法人（社団）の定款（例） | 備　　　　考 |
| 医療法人○○会定款第１章 名称及び事務第１条　本社団は、医療法人○○会と称する。第２条　本社団は，事務所を広島県○○郡（市）○○町○○番地に置く。第２章 目的及び事業第３条　本社団は、病院及び診療所（並びに介護老人保健施設又は介護医療院）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。第４条　本社団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設又は介護医療院）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。　(1)○○病院　　広島県○○郡(市)○○町○番○号　(2)○○診療所　広島県○○郡(市)○○町○番○号　(3)○○園　　広島県○○郡(市)○○町○番○号（4）○○介護医療院　　広島県○○郡(市)○○町○番○号２　本社団が○○市（町）から指定管理者とし　　て指定を受けて管理する病院（診療所，介護老人保健施設，介護医療院）の名称及び開設場所は，次のとおりとする。　(1)○○病院　　広島県○○郡(市)○○町○番○号　(2)○○診療所　広島県○○郡(市)○○町○番○号　(3)○○園　　広島県○○郡(市)○○町○番○号（4）○○介護医療院　　広島県○○郡(市)○○町○番○号第５条 本社団は、前条に掲げる病院及び診療所（並びに介護老人保健施設又は介護医療院）を経営するほか、次の業務を行う。○○看護師養成所の経営第３章 資産及び会計第６条 本社団の資産は次のとおりとする。(1) 本社団の設立当時の財産（別紙財産目録に掲げるもの）(2) 本社団に寄附された財産(3) 本社団の事業に伴う収入(4) その他の収入２ 本社団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。第７条 本社団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。(1) ………(2) ………２ 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経た上、広島県知事の承認を受けて処分し、又は担保に供することができる。第８条 本社団の資産のうち、基本財産を除く資産を通常財産とし、これで本社団の経費を支弁する。第９条　本社団の資産は、理事会又は社員総会で定めた方法によって、理事長が管理する。第10 条 資産のうち現金は、医業経営のため確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。第11 条 本社団の事業計画及び収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経て定める。第12 条 本社団の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終る。第13 条 本社団の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者（理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者をいう。）との取引の状況に関する報告書（以下「事業報告書等」という。）を作成し、監事の監査、理事会の承認及び社員総会の承認を受けなければならない。２ 本社団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社団の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。３ 本社団は、毎会計年度終了後３月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を広島県知事に届け出なければならない。第14 条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。第４章 社員第15 条 本社団の社員中、親族等の数は、社員総数の３分の１以下としなければならない。第16 条 本社団の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。２ 本社団は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。第17 条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。(1) 除名(2) 死亡(3) 退社２ 社員であって、社員たる義務を履行せず本社団の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者は、社員総会の議決を経て除名することができる。第18 条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、退社することができる。第19 条 社員は、本社団の資産の分与を請求することができない。２ 前項の規定は、社員がその資格を失った後も同様とする。第５章 社員総会第20 条 理事長は、定時社員総会を、毎年２回３月及び５月に開催する。２ 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。３ 理事長は、総社員の５分の１以上の社員から社員総会に付すべき事項を示して臨時社員総会の招集を請求された場合には、その請求があった日から２０日以内に、これを招集しなければならない。４ 社員総会の招集は、期日の少なくとも５日前までに、その社員総会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。第21 条 社員総会の議長は、社員の中から社員総会において選任する。第22 条 次の表の左欄に掲げる事項は、それぞれ右欄に掲げる時期に開催する社員総会の承認を得なければならない。

|  |  |
| --- | --- |
| １ 翌年度の事業計画及び収支予算の決定２ 翌年度中の借入金額の最高限度額の決定 | 毎年３月 |
| ３ 前年度決算の決定 | 毎年５月 |
| ４ 定款の変更５ 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）６ 事業計画及び収支予算の重大な変更７ 社員の入社及び除名８ 理事、監事の選任、辞任の承認９ 本社団の解散10 定款第５条に関する事項11 他の医療法人との合併12 重要な契約の締結等理事長が必要と認めて付議する事項 | 随時 |

第23 条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。２ 社員総会の議事は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。３ 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。第24 条 社員は、社員総会において各１個の議決権及び選挙権を有する。第25 条 社員総会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。２ 社員総会に出席することのできない社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。第26 条 社員総会の議決事項につき特別の利害関係を有する社員は、当該事項につきその議決権を行使できない。第27 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。第28 条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。第６章 役員第29 条 本社団に、次の役員を置く。(1) 理事 ６名以上○名以内うち理事長 　１名常務理事　 ○名(2) 監事　　　　 ２名２ 理事及び監事は、社員総会の決議によって本社団の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。３ 理事又は監事のうち、その定数の５分の１を超える者が欠けたときは、１月以内に補充しなければならない。第30 条 理事長及び常務理事は、理事会において理事の中から選出する。２ 本社団の開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設又は介護医療院）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、広島県知事の認可を受けた場合はこの限りでない。３ 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。ただし、再選を妨げるものではない。４ 本社団の役員を選任するにあたっては、理事は６名を、監事は２名をそれぞれ下ることがなく、かつ、親族等の数が、理事及び監事の数のそれぞれ３分の１以下としなければならない。第31 条 理事長は本社団を代表し、本社団の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。２ 理事長は本社団の業務を執行し、（例１）３箇月に１回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。（例２） 毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。３ 常務理事は、理事長を補佐して常務を処理し、理事長に事故があるときは、その職務を行う。４ 監事は、次の職務を行う。(1) 本社団の業務を監査すること。(2) 本社団の財産の状況を監査すること。(3) 本社団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後３月以内に社員総会及び理事会に提出すること。(4) 第１号又は第２号による監査の結果、本社団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを広島県知事、社員総会又は理事会に報告すること。(5) 第４号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。(6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。５ 監事は、本社団の理事又は職員（本社団の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼任することができない。第32 条 役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。２ 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。３ 役員は、第29 条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。第33 条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席した社員の議決権の３分の２以上の賛成がなければ、決議することができない。第34 条 役員の報酬等は、社員総会の決議によって別に定めるところにより支給する。第35 条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。(1)自己又は第三者のためにする本社団の事業の部類に属する取引(2)自己又は第三者のためにする本社団との取引(3)本社団がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本社団とその理事との利益が相反する取引２ 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。第36 条 本社団は、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。２ 本社団は、役員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、○円以上で本社団があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。第７章 理事会第37 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。第38 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。(1)本社団の業務執行の決定(2)理事の職務の執行の監督(3)理事長の選出及び解職(4)重要な資産の処分及び譲受けの決定(5)多額の借財の決定(6)重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定(7)従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定第39 条 理事会は、理事長が招集する。理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。２ 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することができる。３ 理事会を構成する理事の３分の１以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。４ 理事会の招集は、期日の１週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。５ 前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催できる。第40 条 理事会の議長は、理事長とする。第41 条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。２ 前項の規定にかかわらず、第50 条の表の左欄に掲げる事項は、理事会において理事総数の３分の２以上の同意を得なければならない。３ 第１項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときはこの限りでない。第42 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。２ 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。第43 条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。第８章 評議員第44 条 本社団に評議員１２名以上○○名以内を置く。第45 条 評議員は、次に掲げる者から理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱する。(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者(2) 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の経営に関して識見を有する者(3) 医療を受ける者(4) 本社団の評議員として特に必要と認められる者２ 評議員を選任するにあたっては、評議員の数が理事の数の、２倍の数を下ることがなく、かつ、親族等の数が、評議員の総数の３分の１以下としなければならない。３ 評議員は、役員又は職員を兼ねることはできない。第46 条 評議員の任期は２年とし、新任または補欠により就任した評議員の任期は、すでに就任している他の評議員の任期と同時に満了するものとする。第47 条 評議員は、評議員会を組織して、この定款に定める事項を議決するほか、理事長の諮問に応じて意見を述べるものとする。第９章 評議員会第48 条 理事長は、定時評議員会を、毎年２回３月及び５月に開催する。２ 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時評議員会を招集することができる。３ 理事長は、総評議員の５分の１以上の評議員から評議員会の目的である事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求があった日から２０日以内に、これを招集しなければならない。４ 評議員会の招集は、期日の少なくとも５日前までに、その評議員会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で評議員に通知しなければならない。第49 条 評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。第50 条 次の表の左欄に掲げる事項は、それぞれ右欄に掲げる時期に開催する評議員会の同意を得なければならない。

|  |  |
| --- | --- |
| １ 翌年度の事業計画及び収支予算の決定２ 翌年度中の借入金額の最高限度額の決定 | 毎年３月 |
| ３ 前年度決算の決定 | 毎年５月 |
| ４ 定款の変更５ 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）６ 事業計画及び収支予算の重大な変更７ 本社団の解散８ 定款第５条に関する事項９ 他の医療法人との合併10 重要な契約の締結等理事長が必要と認めて付議する事項 | 随時 |

第51 条 評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。２ 評議員会の議事は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した評議員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。３ 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。第52 条 評議員は、評議員会において各１個の議決権及び選挙権を有する。第53 条 評議員会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。第54 条 評議員会の議決事項につき特別の利害関係を有する評議員は、当該事項につきその議決権を行使できない。第55 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。第56 条 評議員会の議事についての細則は、評議員会で定める。第１０章 証明書等の提出第57 条 各事業年度に係る厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明書については、各事業年度終了の日の翌日から３月以内に、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。２ 租税特別措置法施行令第３９条の２５第１項第２号及び第３号に掲げる要件を満たす旨を説明する書類については、理事会及び社員総会並びに評議員会の承認を受け、前項の規定による証明書の提出の際に、併せて提出しなければならない。第１１章 定款の変更第58 条 この定款は、第22 条、第41 条第２項及び第50 条の手続きを経た上、かつ、○○県知事の認可を得なければ変更することができない。第１２章 解散及び合併第59 条 本社団は、第３条に規定する目的たる業務の成功の不能その他やむを得ない事由のある場合は、第22 条、第41 条第２項及び第50 条の手続きを経た上、広島県知事の認可を受けて解散することができる。第60 条 本社団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、総会の議決によって社員の中からこれを選任することができる。２ 清算人は、社員の欠亡による事由によって本社団が解散した場合には、○○県知事にその旨を届け出なければならない。３ 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。(1) 現務の結了(2) 債権の取立て及び債務の弁済(3) 残余財産の引渡し第61 条 本社団が解散したときの残余財産は、国若しくは地方公共団体又は同種の医療法人に帰属せしめるものとする。第62 条 本社団は、総社員の同意があるときは、広島県知事の認可を得て、他の社団たる医療法人又は財団たる医療法人と合併することができる。第１３章 雑則第63 条 本社団の公告は、（例１）官報に掲載する方法（例２）○○新聞に掲載する方法（例３）電子公告（ホームページ）によって行う。（例３の場合）２ 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報（又は○○新聞）に掲載する方法によって行う。第64 条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経て定める。附則本社団設立当初の役員は、次のとおりとする。理事長 ○ ○ ○ ○常務理事 ○ ○ ○ ○同 ○ ○ ○ ○理事 ○ ○ ○ ○同 ○ ○ ○ ○同 ○ ○ ○ ○同 ○ ○ ○ ○監事 ○ ○ ○ ○同 ○ ○ ○ ○ | ・特定医療法人は、基金制度を採用することができないため、基金制度のある医療法人から特定医療法人になる場合は、拠出者に基金を返還し、定款から「基金」の章を削除することが必要であること。・事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。・病院，診療所，介護老人保健施設又は介護医療院のうち，開設する施設を掲げる。　（以下，第４条第１項及び第２項，第５条並びに第29条第４項において同じ。）・本条には、医療法第４２条の規定に基づいて行う業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。・なお、本条を置かない場合には、以下の各条文が繰り上がることになる。・不動産、運営基金等重要な資産は、なるべく基本財産とすること。・任意に１年間を定めても差し支えない。（法第53条参照）・２以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。・退社について社員総会の承認の議決を要することとしても差し支えない。・５分の１を下回る割合を定めることもできる。・招集の通知は、定款で定めた方法により行う。書面のほか電子的方法によることも可。・第５条の業務がなければ掲げる必要はない。・病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を２以上開設する場合において、都道府県知事（２以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第46 条の５第６項参照）・この報告は、現実に開催された理事会において行わなければならず、報告を省略することはできない。・役員の報酬は、3,600 万円以下であること。・役員の報酬等について定款にその額を定めることも可能（詳細については、「医療法人の機関について」（平成28 年医政発0325 第3 号）第1 の5 の(5)及び第1 の7 の(4)参照）であるが、実際に支給する役員報酬等の金額がその役員の職務の内容に照らし高額と認められる場合には特別の利益を与えていることになるので留意すること。・本条を規定するか否かは任意。・１週間を下回る期間を定めることもできる。・過半数を上回る割合を定めることもできる。・理事については、議決権を他の者に委任して行使させる事実があるときは、その運営組織が適正であると認められないことになっているので、留意すること。・本項を規定するか否かは任意。・署名し、又は記名押印する者を、理事会に出席した理事長及び監事とすることも可。・証明書については、都道府県及び地方厚生局へ申請し、証明手続を行う必要があることから、その手続の期間を考慮し、各事業年度が終了した後、速やかに申請手続をすること。なお、証明に係る添付書類として決算関係書類を地方厚生局へ提出する必要があるが、これは第13 条第3 項の医療法上の届出の規程にかかわらず、決算の確定については各事業年度が終了した後、早急に行うよう十分注意すること。・国、地方公共団体、同種の医療法人のいずれかを選択しても差支えない。・「同種の医療法人」は財団たる医療法人又は社団たる医療法人で持分の定めがないものに限る。・本定款例により、新規に社団を設立する場合には、「 附則本社団設立当時の役員は、次の通りとし、その任期は、○○○までとする。理事(理事長)　 ○○○○〃 (常務理事)　○○○○監事 　　　　　○○○○〃 　　　　　　○○○○」とすること。 |